

執筆者紹介

大澤 正俊	国際総合科学部 教授
後藤 寛	国際総合科学部 准教授
長畑 周史 小泉 和之	国際総合科学部 准教授 国際総合科学部 准教授
永岑 三千輝	横浜市立大学 名誉教授
茨木 瞬	横浜市立大学 客員研究員

横浜市立大学学術研究会会則

(名称)

第1条 この会は、横浜市立大学学術研究会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の研究支援ならびにその成果の発表にかかる事業を行うことにより横浜市立大学における研究の発展充実をはかることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 横浜市立大学に在籍する専任教員（学術院医学群所属の教員を除く）
- (2) 学生会員 横浜市立大学に在籍する学生（医学部2年次生以上及び医学研究科学生、研究生、科目等履修生を除く）
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する者

(事業の内容)

第4条 本会は、第2条に定める目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究成果を発表する出版物・定期刊行物の発行
- (2) 研究発表会の開催又は開催支援
- (3) その他、目的達成に必要なと認められる事項

(事務所)

第5条 本会の事務所を、横浜市立大学内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 学長
- (2) 運営委員長 1名
- (3) 副委員長 1名
- (4) 会計委員 1名
- (5) 運営委員 15名程度（内訳は第7条第5項の規定による）
- (6) 会計監査委員 1名

(役員を選出)

第7条 運営委員長は、運営委員の中から互選により選出する。

2 副委員長は、運営委員長以外の運営委員の中から互選により選出する。

3 会計委員は、運営委員長以外の運営委員の中から互選により選出する。

- 4 運営委員は、正会員の中から選出する。
- 5 会計監査委員は、正会員の中から総会で選出された者とする。
- 6 運営委員の選出方法は、別途細則に定める。

(役員任期)

第8条 運営委員、会計監査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 運営委員長は、運営委員会を統括し、本会の業務を総理する。
- (3) 副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長の職務執行に支障がある時には、その職務を代行する。
- (4) 運営委員は、運営委員会に所属し、本会の事務事業の執行を行う。
- (5) 会計委員は、本会の会計を処理する。
- (6) 会計監査委員は、本会の業務および会計を監査する。

(書記)

第10条 本会の事務を処理するために書記をおくことができる。

2 書記は、運営委員会の議を経て運営委員長が委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(総会)

第12条 総会は、運営委員長が招集し、正会員の半数以上の出席により年1回開催する。ただし、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) 会則、細則及び規程の制定・改廃に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

3 運営委員長は、必要と認めるとき臨時総会を開催することができる。

4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第13条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、総会の決定に基づき次の業務を行う。

- (1) 事業計画に基づく、事業の執行に関すること
- (2) 予算の執行に関すること
- (3) 事業報告及び事業計画書の作成に関すること
- (4) 予算案の作成に関すること
- (5) 総会の議案書の作成に関すること

3 運営委員会は、予算及び事業の執行状況について総会に報告するものとする。

4 運営委員会が第2項の業務を行うにあたり、運営委員長は、運営委員会議を開催し協議するものとする。

5 運営委員会議の議長は、運営委員長をもって充てる。運営委員長が出席できない場合、副委員長をもって充てる。副委員長も出席できない場合、当該会議の出席者の中から互選により議長を選任する。

6 運営委員会議は、運営委員の半数以上の出席で成立する。但し、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

7 運営委員会議の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

8 運営委員会議が開催されるキャンパスと所属が異なる運営委員は、会議出席のための交通費を請求することができる。請求の内容および方法は別途細則に定める。

(臨時雇用職員)

第14条 運営委員会の事務を処理するために臨時雇用職員を置くことができる。

2 臨時雇用職員は、運営委員長が委嘱する。

3 臨時雇用職員に関し必要な事項は、別途定める。

(外部会計監査委員)

第15条 本会に外部会計監査委員を1名置くことができる。

2 外部会計監査委員は、外部の公認会計士または税理士の中から運営委員会の議を経て運営委員長が委嘱する。

3 外部会計監査委員は、会計監査委員と協同し本会の業務および会計を監査する。

4 外部会計監査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 その他外部会計監査委員について必要な事項は、運営委員会の議を経て運営委員長が定める。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第17条 本会の会員は、別途定められる細則に従って会費を納付しなければならない。

2 既納の会費はこれを返還しない。

(会計事務)

第18条 本会の会計事務は、運営委員長が統括する。

2 運営委員長は、会計に関する帳簿及び伝票により、所要の事項を整然かつ明瞭に記録保存する。

3 帳簿等、会計事務に必要な手続及び様式については、別途定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則改正)

第20条 この会則の改正は、総会で行う。ただし、改正を議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

本会則は、平成23年4月1日から施行する。

付則

平成26年5月22日、第6条一部改正、第13条一部追加

本会則は平成26年5月22日から施行する。

付則

平成27年5月28日、第6条、第7条、第9条、第13条第5項一部追加

本会則は平成27年5月28日から施行する。

『横浜市立大学論叢』規定

第1条 横浜市立大学学術研究会（以下「本会」という）会則第2条の目的を達成するため、同第4条第2項の規定に基づき、会員の研究成果発表のための定期刊行物を刊行する。

2 本規定に基づく定期刊行物の名称を『横浜市立大学論叢』（以下、『論叢』という）とする。

第2条 『論叢』に掲載する論文その他の研究業績（以下、便宜的に「論文」という）の執筆者は、以下のいずれかの資格を満たしているものとする。

(イ) 本会の正会員。

(ロ) 本会の賛助会員のうち、名誉教授（元正会員）、入稿時に本学において非常勤講師／PEインストラクター／共同研究員／客員研究員の資格を有している者。

(ハ) 本会の正会員と共著で論文を執筆し、かつ入稿時に学生会員である者。ただしこの場合、当該論文の第一執筆者は正会員であることを要件とする。

(ニ) 本会の運営委員会が学位および社会的通念に照らして学術研究活動に従事していると認め、かつ入稿時に本会の賛助会員である者。

2 ただし、前項(ニ)に該当する者がその者による単著の論文の掲載を希望する場合、その論文内容に関して当該分野もしくは隣接分野を専門とする正会員の推薦を得ることを掲載の条件とする。なお、論文の質の評価をするにふさわしい正会員と執筆希望者とのあいだに面識がない場合には、運営委員会がその論文の査読を正会員に依頼するものとする。

(2) 前項(ニ)に該当する者が本会の正会員との共著の論文の掲載を希望する場合、当該論文の第一執筆者は正会員であることを要件とする。

3 本会の運営委員会が学位および社会的通念に照らして学術研究活動に従事していると認める者が本会の正会員の著書に対する書評文を執筆し、その掲載を希望する場合、および退職記念号に退職する本人の依頼に基づき論文を執筆し、その掲載を希望する場合、その者が本会の賛助会員であることを要件としない。

第3条 2015年5月28日（本規定の施行日）以降入稿して『論叢』に掲載した論文についての著作権は、本会に帰属するものとする。

2 前項の規定は、『論叢』に掲載した論文を複製、公衆送信することによって、本会の定期刊行物に掲載された学術情報を活用することを目的とするものであって、研究成果の著者による再利用、経済的報酬の享受を妨

げるものではない。

- (2) 本会は譲渡された著作権に関して、この目的を逸脱して濫用しないよう細心の注意を払うものとする。この目的を超えて本会が譲渡された著作権を濫用した場合、著者は書面によって、本会に対し再検討を求めることが出来る。
 - 3 第2項の趣旨に基づき、『論叢』に掲載した論文の他媒体での再掲については、書面による著者の要望があった場合、本会は再掲を原則として認めるものとする。その際に生じる原稿料その他の報酬は著者に属するものとする。
 - (2) ただし、再掲する媒体が公序良俗に反するなど社会的責任に関する特段の事情を運営委員会が認めた場合には、本会はその再掲を差し止める権利を留保する。
 - 4 第2項の趣旨に基づき、著作権が本会に譲渡された論文の内容を著者が自著の一部として再利用し、あるいは翻訳し、または翻訳を許諾することを希望する場合には、書面による著者の要望があった場合、本会は再掲を原則として認めるものとする。その際に生じる原稿料その他の報酬は著者に属するものとする。
 - (2) ただし、再掲する媒体が公序良俗に反するなど社会的責任に関する特段の事情を運営委員会が認めた場合には、本会はその再掲を差し止める権利を留保する。
 - 5 本規定の施行日よりも前に入稿した論文について、その著者は、著作権を本会に譲渡しない権利を留保するものとする。
 - 6 本条第5項に基づいて著作権を本会に譲渡しない場合、著者は、自らの論文のうち特定のもの、あるいはその全てについて、著作権を本会に譲渡しない旨を通告することによって譲渡を拒否できる。
 - 7 電子媒体その他によって『論叢』が公開された後も、本条第5項および第6項に基づいて著作権の譲渡を拒否する者は、その権利を留保しているものとする。その場合、著者は書面をもって、電子媒体その他による自らの論文の公開を差し止めるよう要求し、その要求に本会は応じるものとする。
 - 8 本条第6項の規定は、著者が再び自らの論文を電子媒体その他によって公開することを認め、あるいは著作権を本会に譲渡することを妨げない。
- 第4条 『論叢』は「社会科学系列」「人文科学系列」「自然科学系列」とする。
- 2 各系列は年度ごとに、3号からなる1巻を刊行する。ただし、複数の号を併せた合併号を、1巻を超えない範囲で刊行することが出来る。さ

らに、運営委員会の議決によって、3号を超えて特別増刊号を刊行することができる。

- 3 前項は、各系列の研究の実情に合わせて、それぞれの系列の具体的な刊行物の形態を、運営委員会の議決による補則によって修正することを妨げない。

第5条 『論叢』への寄稿に際しては、著者は完成稿を締め切り日までに入稿するものとする。

- 2 校正刷りの段階での、原稿の不備に起因する大幅な修正によって印刷、製本に関わる追加費用が発生した場合、その費用は執筆者が負担するものとする。
- 3 刊行の費用節減のため、執筆者はできるだけワード・プロセッサ等を用いて必要な電子ファイルを作成し、電子ファイルとその出力原稿を入稿するものとする。
- 4 具体的な入稿方法、書式等に関しては、別に執筆要領細目によって定める。

第6条 執筆者は、差別用語や反社会的な用語、結果公開に際しての個人情報保護、知的財産権の保護について、責任を持つものとする。ただし、差別用語や反社会的な用語については、それらの使用を全面的に禁止するものではなく、研究者としての社会的責任を踏まえ、必要な配慮をする義務を執筆者が果たすという趣旨である。

- 2 個人情報については、フィールドワーク等によって得られた社会的弱者等についての情報、その個人情報が一般に公開されることによって不利益を被ることが危惧される協力者の情報について、特に配慮するものとする。
- 3 知的所有権については、他人の著作等はもちろんのこと、研究資金提供者等の権利に留意するとともに、複製技術の急速な進歩によって急変している法的、社会的な認識に、研究者の社会的責任を踏まえて留意するものとする。知的所有権に関する問題は、執筆者が自らの責任において対処するものとする。本会は知的所有権に関する金銭的その他の責任を負わない。

付則

本規定は2015年5月28日から施行する。